第五十八条第一項	いつでも	正当な理由があるときは	
第五十九条第一項及び第三項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第七十五条第一項並びに第八十六条第四項	事由	事由又は特定終了事由	
第八十七条第一項	受託者が二人	受託者又は信託管理人が二人	
	「受託者	「受託者又は信託管理人	
	すべての受託者	全ての受託者又は全ての信託管理人	
第百二十五条第一項	受益者のために	信託の目的の達成のために	
第百二十八条第一項	同条第一項第五号	同条第一項中「第九条第一号若しくは第二号のいずれかに該当するに至ったこと若しくは同法第七条第二項第二号及び第五号に掲げる事項の変更（次項又は第三項の規定による受託者の任務の引継ぎに係るものに限る。）に係る同法第十二条第一項の認可を拒否する処分がされたこと（以下「特定終了事由」という。）」とあるのは「第九条第三号若しくは第四号のいずれかに該当するに至ったこと」と、同項第五号	
第百二十九条第一項	第五十六条第一項各号	第五十六条第一項	
第百三十条第二項	受益者に	委託者（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、当該他の信託管理人）に	
第百四十五条第二項第二号、第百五十一条第二項第二号、第百五十五条第二項第二号及び第百五十九条第二項第二号	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合すること	信託の目的の達成のために必要であること	
第百五十条第一項	受益者の利益に適合しなくなる	信託の目的の達成に支障となる	
第百六十三条第三号	受託者	受託者又は信託管理人	
	新受託者	新受託者又は新信託管理人	
	とき	とき（当該期間が経過する日において新受託者又は新信託管理人の選任に係る公益信託に関する法律第十二条第一項の認可の申請に対する処分がされていない場合にあっては、当該認可を拒否する処分があったとき）	
第百六十五条第一項	受益者の利益に適合するに至った	適当である	
第二百三十五条	第百六十四条第一項若しくは第三項	公益信託に関する法律第二十三条第一項	

第三章　公益認定等委員会等への諮問等

第一節　公益認定等委員会への諮問等

（委員会への諮問）

第三十四条　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第十条（第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第九条第一号イ及び第五号に規定する事由の有無に係るものを除く。）を付して、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　公益信託認可の申請又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認可を拒否する場合を除く。）

二　第二十九条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による公益信託認可の取消し（以下この節において「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　公益信託が第三十条第一項第二号又は第二項第二号に該当するものである場合

ロ　第十四条第一項若しくは第十五条第一項の規定による届出又は第二十一条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合

ハ　第三十七条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

2　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　第八条第五号から第七号まで、第十二号ただし書及び第十三号ト、第三十八条において読み替えて準用する前項ただし書及び次項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第四条第二項第四号、第七条第二項並びに第三項第四号及び第六号、第八条（第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）、第十二条第四項及び第五項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条から第十八条まで、第二十条第一項及び第二項、第二十二条第五項及び第六項、第二十八条第一項並びに次条第一項及び第三十七条第二項（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

二　第四十三条の規定による要求を行おうとする場合

3　内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十九条第三項の規定による命令又は第三十条第一項（第二号を除く。）若しくは第二項（第二号を除く。）の規定による公益信託認可の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　審査請求が不適法であるとして却下する場合

二　公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合

三　第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合